平成２３年（フ）第５７１号
和歌山県橋本市三石台３丁目27番地の９―408
債務者　高田実千代
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５７４号
和歌山市有本189番地の１　池尻マンション205
債務者　森　　好克
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５７６号
和歌山県伊都郡高野町大字花坂745番地
債務者　妙中　正明
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５７８号
和歌山市船所50番地の３　すみれマンション１号棟２号室
債務者　森本　惠雄
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５７９号
和歌山市打越町４番29号　グリーンヒル101号
債務者　山口　裕美
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５８３号
和歌山市手平３丁目10番８号　福徳荘105号
債務者　片山　　充
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４１７号
香川県高松市仏生山町乙659番地９
債務者　山根　節子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１１号
福岡県豊前市大字岸井85番地１　チェルシーパークⅡ号10Ａ
債務者　土屋　春菜（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
長崎県五島市福江町1190番地７
債務者　井川　徳紀
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第２９２７号
名古屋市緑区滝ノ水３丁目105番地　パークステイツ滝ノ水601号
債務者　蛯原　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４５号
愛知県一宮市時之島字円明寺30番地41
債務者　ジーク名古屋こと　妹尾　俊幸
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６５５号
高知県南国市篠原1252番地
債務者　伊藤　靖久
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６５８号
高知市朝倉己440番地４
債務者　八木　沙甫
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６６５号
高知市桜井町２丁目９番24号　コーポラノビア301号室
債務者　吉村　耕司
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６７０号
高知市菜園場町４番３号
債務者　三谷　千夏
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６７３号
高知市針木東町８番25号
債務者　大坪　幹夫
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６７６号
高知市一宮東町１丁目５番14号　クレイン203号
債務者　西山　　幸
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　高知地方裁判所破産係